

令和5年度 第1回安城市男女共同参画審議会 議事要旨

日時	令和5年7月4日（火） 午後1時30分～午後3時	
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	高橋会長、飯野副会長、太田紗絵子委員、杉浦委員、 中根委員、堀内委員、濱田委員、矢嶋委員、中村委員 (欠席：九十九委員、太田淳一委員、峰委員、手島委員)
	事務局	長谷部市民生活部長、早水市民協働課長、浅井市民協働係長、 市民協働係職員（幸田、近藤、島、鈴木） 委託業者：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 江口氏
次第	1 市民憲章唱和 2 会長挨拶 3 議題 (1) 第4次安城市男女共同参画プランの進捗状況（令和4年度分） について (2) 第5次安城市男女共同参画プランの新施策体系案について 4 その他	

今回の会議の目的

- ・ 第4次安城市男女共同参画プランの進捗状況（令和4年度）の確認・評価
- ・ 第5次安城市男女共同参画プラン新施策体系案の検討

議事要旨

（司会）

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ安城市男女共同参画審議会にご出席いただきありがとうございます。

会議に先立ちまして、4月より委員の交代がございましたので、新しい委員の方を紹介させていただきます。安城市町内会長連絡協議会 副会長 濱田博孝様、安城市商工会議所 矢嶋桃子様。どうぞよろしくお願いたします。

また、安城市人権擁護委員会の杉浦様から新しく九十九洋一様に交代がありました。が、本日は欠席ということで次回の審議会でご紹介させていただきます。

そして、職員につきましても4月の人事異動により変更がありましたので紹介させていただきます。

（職員紹介）

本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。九十九委員、太田淳一委員、峰千翔委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、ただいまの出席委員は安城市男女共同参画審議会規則第4条第2項に規定します委員の半数以上に達して

おり、審議会は成立していることをご報告させていただきます。

また、第5次男女共同参画プラン策定業務を委託しております株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の江口様が同席させていただきますのでご報告します。

それでは、ただいまから令和5年度第1回安城市男女共同参画審議会を開催いたします。

1 市民憲章唱和

次第1「市民憲章唱和」市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章につきましては、机上に印刷したものがございますのでご覧ください。

(市民憲章唱和)

ありがとうございました。ご着席ください。

2 会長挨拶

(司会)

それでは、次第2「会長挨拶」高橋会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長)

お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。昨今、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動制限も解け、5類移行に伴ってマスクの着用も自由に判断いただいているかと思えます。

男女共同参画に関わる国の動きとしては5月にG7が広島でございまして、それに伴い男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が栃木県の日光市で開かれました。そこでは男女間の賃金格差をはじめ、ジェンダー平等への取組を加速させるということで各国が一致していました。いろいろと課題はあるようですが、これから男女共同参画の取組が充実することを期待しております。

4月に行われた統一地方選挙の結果、愛知県議会では102名中女性が8名、7.8%でしたが、安城市議会は28名中女性が8名、28.5%に上っています。政治分野のジェンダーギャップ指数が日本は146か国中138位と低迷していますが、安城市では改選前の6名から改選後には8名になったということで、女性も立候補しやすい環境が少しずつ整備されてきているのではないかと感じております。

私の子どもは中学生なのですが、最近の会話の中で自然にジェンダー平等という言葉が出ていて驚きました。また、先日、高校時代の部活の同窓会に出席したのですが、今は部長が女子ということで時代は着実に変わってきたと感慨深いものがありました。

このあと、事務局から令和4年度の進捗状況と第5次プランの策定について説明があることと思えます。よりよいプラン策定のため、各分野で重要な役を務められてい

る委員の皆さまから忌たんのないご意見をいただき、安城市の男女共同参画が一層推進されることを願っております。本日は有意義な話し合いができるよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、次第3「議題」に入らせていただきます。審議会規則第4条の規定に、会長が議長を務めるとございますので、高橋会長に議事の取り回しをお願いいたします。委員の皆さまにおかれましては、ご発言をする場合、挙手でお知らせください。指名された後、マイクを持ってご発言していただきますようお願いいたします。

では高橋会長お願いいたします。

(会長)

では、議事を進めてまいります。議題(1)第4次安城市男女共同参画プランの進捗状況(令和4年度分)について、事務局より説明をお願いします。

3 議題

(1) 第4次安城市男女共同参画プランの進捗状況(令和4年度分)について

(事務局)

議題(1)第4次安城市男女共同参画プランの進捗状況(令和4年度分)について説明

(会長)

ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

(委員)

児童クラブについてお聞きしたいと思います。D評価でしたが、支援員の確保が十分でないということでしょうか。児童クラブの支援員は会計年度職員という扱いですか。友人が児童クラブの支援員で、人数としては充足しているものの各支援員が週3日までしか働けないから、結果的に人数不足の状況になっていると聞いています。正職員として雇用することができれば、支援員の生活も安定し人数不足の心配もなくなるのでよいのではないかと思います。どうでしょうか。

(事務局)

昨年度初めに9人の待機児童が出ました。その理由としては教室の確保ができなかったためということですが、今後、教室の確保ができたとしても人数の確保が難しいと聞いています。また、雇用形態の縛りについてはこちらで回答できませんので、担

当課に伝達・確認しておきます。

(会長)

資料2を見ますと、いじめ問題対策連絡協議会や対策委員会における女性委員が0ということです。教育委員会や弁護士、精神科医に男性が多く、どうしても男性が中心になるかと思いますが、私もいくつかの市でいじめ対策の委員会に入っており、心理職やソーシャルワーカーに女性が割と多いので、その立場にいる女性を委員会等に入れるよう検討いただければよいかと感じました。

(委員)

資料1、基本目標5の成果指標「DV被害経験者のうち、『誰にも相談しなかった』ひとの割合」が今年度で50%になっていますが、これでよいのかという印象を受けます。施策状況調査シートのNo.42～44辺りはその施策になると思いますが、相談するということにハードルの高さがあるかと感じました。相談することに対しての訴えかけのような施策はありますか。

(事務局)

自分のことを話す相手というのは誰でもよいわけではないと思います。身近な人のほうがよいケースもあれば、見知らぬ人のほうが話しやすいケースもあると思いますが、少なくとも市に相談窓口が整備されているということのさらなる周知の必要性を感じています。また、ご自身がDVを受けていると認識されていない、もしくはこの程度で相談してもよいのかと迷われているケースもありますので、その辺りの気持ちのハードルを下げるような啓発が今後の重要な課題になると思います。

(委員)

冊子の5ページ、取組No.5に課題として「若い方と協働して企画運営し、講座受講後は市政に参加してもらえるように促す必要がある」と書かれています。私も昨年このエンパワーメント講座に参加させていただき、参加者の方とのやりとりを拝見していました。そこで、お聞きしたいことが2点あります。昨年のパートナーバンクの登録者数はどれくらいいたのかということと、登録後に市政に参加していただくためにされている工夫があれば教えてください。

(事務局)

昨年のパートナーバンクの登録者数についての資料が手元になく、今は申し上げられません。確認いたしまして、改めてご報告させていただきます。登録後の市政への参加についての工夫というところですが、登録時に興味がある分野を選択していただき、その分野に関連する審議会等へのご案内をしており、その中から公募市民の形で市政に参加していただければと思っています。講座受講者はかなり積極的な方が多い

と私も感じていますので、次につなげていければというところで期待しています。

(副会長)

施策状況調査シートの19ページにD評価が付いていますが、一生懸命してくださっているのにAやB評価でもよいのではないかと思います。託児付の講座が指標になっていますが、それよりも託児を利用してもらえたかどうかを指標にしたほうがよいのではないのでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおり利用してもらえているかどうか、対象の方に周知できているかどうかということも重要な課題かと思っておりますので、いただいたご意見を反映させていければと思います。

(副会長)

コロナによってオンラインという方法もあると我々は知りました。コロナが収束しても、ときにはオンラインという子育て中のママ・パパも参加しやすい方法を活用すればよいと思います。

(会長)

引き続き令和5年度もオンライン開催の企画を進めることになっているのでしょうか。

(事務局)

6月24日に男女共同参画週間のイベントということで講演会を開催しました。現地開催を望む声も多かったのですが、この講演会については対面での開催となりました。ただ、副会長がおっしゃったようにターゲットとする方たちに届いたかということで、そこが課題になっているかと思っております。

(会長)

参加者の年代等またこれから分析されるかと思っております。よろしく申し上げます。

(委員)

今のお話でお聞きしたいことがあります。今回は現地開催とのことでしたが、同時にオンラインでの開催はされなかったのですか。

(事務局)

オンラインでの開催はしておりません。今回につきましては現地開催のみでした。

(委員)

興味を持っているが外出は難しいという人のため、現地での内容をオンラインでも見ることのできる環境があればよいと思いますので、ご検討ください。

(会長)

いろいろなご意見ありがとうございました。それでは、次の議題に移ります。

続きまして、議題(2)第5次安城市男女共同参画プランの新施策体系案について、事務局より説明をお願いいたします。

議題(2) 第5次安城市男女共同参画プランの新施策体系案について

(事務局)

議題(2) 第5次安城市男女共同参画プランの新施策体系案について説明

(会長)

ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

(委員)

No. 28「パートナーシップ制度の制定及び運用」を安城市でもやっ取り入れることをうれしく思っていますが、制定及び運用の具体的な日程は決まっていますか。

(事務局)

現在、要綱や手引きの作成の準備を進めているところで、具体的なスケジュールに関しましては未定でございます。

(委員)

パートナーシップ制度とは、要するに家族になれるという認識でよろしいですか。婚姻関係にある方たちと同じような権利を安城市として認めるのでしょうか。

(事務局)

パートナーシップ制度につきましては法的なものとは全く別ですので、婚姻制度と同じような義務や権利が発生するような効力はございません。お二人がパートナーとして生活していきますと宣誓され、その宣言書を市が受理したという証明を出す流れになります。パートナーのお二人が利用できる市民サービスを今後庁内で精査いたしまして、そういったものがあれば情報を提供したいと思います。

(委員)

パートナーが事故等で入院した場合、手続きなどができず困るという話を聞いたこ

とがあるのですが、今後は可能になるのでしょうか。

(事務局)

病院での対応については各病院の判断によると思いますが、市としては今後パートナーシップ制度の周知ということで企業等に対し啓発活動を進めてまいります。

(委員)

期待しているので、よろしくお願いします。

(会長)

パートナーシップ制度については一昨年ぐらいからいろいろな市が導入し出し、私もそのいくつかに関わってきました。安城市は大きな市で注目されると思いますので、本年度中に制定や運用ができるようなタイムスケジュールの提示をお願いします。

(委員)

新施策体系案 No. 2 2 「学校等における男女共同参画に関する教育の実施」の担当課は学校教育課、No. 2 4 「思春期保健の推進」の担当課は健康推進課となっています。No. 2 2 の実施内容に「授業や学校生活全般において男女の隔てなく互いの価値を認めあうことができるよう協働的な学びを充実させる」「男女平等の意識を醸成するため、道徳教育を推進する」とありますが、こういうことが具体的にどのくらいできるかと思います。そして、No. 2 4 の実施内容には「学校などが行う学童期・思春期の発達段階に応じた保健教育を支援する」とありますが「支援する」という言葉の具体的な内容が分かりません。担当課が違いますので、子どもたちにこういった教育をどのくらい進めていけるのかと思います。

(事務局)

No. 2 2 の取組につきましては男女共同参画に関する教育ということで、学校の授業の中に取り入れると聞いております。No. 2 4 につきましては、保健師等が学校に出向いて話をするという取組でございます。

(委員)

基本目標 1 として「女性のさらなる活躍促進」を掲げられている中、議題 (1) の説明で役職に就いている女性職員が 10% 程度、家庭環境等でここまでの数字にとどまっていると言われていました。基本目標 1 は女性が手を挙げたときにしっかりと活躍のルールが敷かれている状況が整備されているということかと思いますが、実際は家庭環境等に課題があって手を挙げられない状況にある方が多いと先ほどの説明をお聞きして分かりました。基本目標 1 の (4) 仕事と家庭の両立を支える子育て支援サービスの充実がその解決に結びついているのかということをお伺いしたいと思

ます。

(事務局)

今後の管理職になる係長職の人数を増やすというところで、実際その年代になる女性職員も多く、今後伸びていくのではないかと思います。基本目標1の(4)仕事と家庭の両立を支える子育て支援サービスについては一時保育ということになりますが、お子さんのいる女性の仕事復帰の一助になればと思い取組を追加いたしました。

(委員)

預ける場所があるのは確かに重要なことですが、一時預かりだけでは女性の社会進出は難しいと思います。また、それが長期に及ぶとかなりお金がかかるという印象もあります。安城市が魅力的な市になることを願ってですが、市からの補助でより預けやすくなれば女性の社会進出が促進されるのではないかと思います。女性活躍促進の施策として援助的なところもあればよいと感じました。

(委員)

私の妻は9時から18時までの勤務で保育園の延長保育を利用しています。だから役職に就くことに問題がないかという、そんなに単純な話ではありません。管理職になれば当然残業も増える一方、保育園の延長時間は限られているからです。したがって、一時預かりをアピールするばかりでなく職場の改善を大きく進めるようなことについても注視していただければ助かります。

(会長)

職場環境も大事だというお話でした。

(委員)

私には小学2年と年長の子どもがいます。私は結婚が遅くて40代半ばですが子どもがまだ小さく、そういう場合は役職の就任について制限があるかと思います。子育て支援も大事ですが、役職に就ける頃には親の介護という問題も出てくると思いますので、そういった支援も必要だと感じています。

(副会長)

普段は障害福祉分野で仕事をしています。基本目標4「あらゆる暴力の根絶と安全・安心な環境の確保」のところにDVに関する取組が載っていますが、障害福祉分野では虐待という表現で、DVのような言葉を聞くことはありません。DVは夫婦間や恋人の間でのことだと思いますが、虐待は本来対等であるべき関係の中で支配する側と支配される側になってしまうような形で、施設職員が利用者を、親が子を虐待する形です。ここで言うDVは男女間に限ったことという認識でよろしいですか。また、

障害分野のDVというのも実際あるのでしょうか。

(事務局)

DVに関する相談の担当部署としましてこちらに挙がっているのは社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課ということで、相談者がどういう方かによって担当課が分かれております。18歳未満のお子さんをお持ちの方であれば子育て支援課、65歳以上の高齢の方であれば高齢福祉課、障害のある方の場合は障害福祉課、それ以外の方は社会福祉課が窓口となります。そして、障害福祉課におけるDV相談の実績も少ないものがあります。年間に数件、障害のあるご夫婦やどちらかに障害がある方からのご相談を受けております。

(副会長)

障害福祉課では常日頃から相談しやすい環境整備に取り組んでおられますが、No.31の「DVに関する適切な相談の実施」とは、今後キャンペーン的にDVに関する相談にも積極的に応じるということですか。

(事務局)

4次プランを策定した時点ではこのような窓口の分け方をしておりませんでした。相談者の方の都合等を踏まえ、4年前に分割しました。今回は現状の相談の受付状況をそのまま反映したものとなっております。ですから、キャンペーンというよりも実際に行っている取組を継続していくといったものになります。

(副会長)

4次のときより相談件数が増えれば、相談しやすい環境になったという評価をされるのですか。

(事務局)

件数が増えれば相談しやすい環境が整ったことになるかとは思いますが、DVに関する相談件数の増加自体は喜ばないのでイコールにはなりません。相談しやすい環境の整備ということに着目すれば相談件数の増加はよい評価になると思います。

(会長)

ここまで充実した議論ができたと思います。

それでは、議題については、皆さまのおかげをもちまして、以上で終了となります。ここからの進行は、事務局でお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。「その他」次回の審議会について事務局からご連絡いた

します。

4 その他

(事務局)

今回の審議会につきましては、令和5年9月20日(水)午前10時から開催する予定となっております。後日、開催通知を改めて送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、市民協働課長よりお礼のことばを述べさせていただきます。

(課長)

本日は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。今回いただきましたご意見を踏まえ、現行プランの推進及び第5次プランの策定により、男女共同参画社会の実現に一層取り組んでまいりますので、今後ともご指導・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日の資料及び議事録につきましては、市公式ウェブサイトに掲載し、公表してまいります。

以上をもちまして、令和5年度第1回安城市男女共同参画審議会を終了いたします。ありがとうございました。